

○ 特定古物商・特定質屋（宝石・貴金属等取扱事業者）の皆様へ

犯罪による収益の移転防止に関する法律（犯収法）第2条第2項の規定により、古物である貴金属等の売買の業務を行う古物商（特定古物商）及び流質物である貴金属等の売却の業務を行う質屋（特定質屋）は、特定事業者として、本人特定事項（氏名、住居、生年月日等）の確認義務、疑わしい取引の届出義務等が課せられます。

詳しくは、下記のリンク先（経済産業省のホームページ）を御覧ください。

[・ 宝石・貴金属等取扱事業者について](#)

[・ 宝石・貴金属等取扱事業者におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドラインについて](#)